

# 洪水浸水想定区域図作成委託業務仕様書

## 第1章 総則

本仕様書は、愛媛県（以下「県」という）が発注する「洪援補第6号測の1他（一）肱川水系肱川洪水浸水想定区域図作成委託業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本仕様書に記載のない事項については愛媛県委託業務関係共通仕様書（案）によるものとする。

### 1. 業務の目的

本業務は、（一）肱川水系肱川の水位周知河川の区域（菅田～鹿野川）において、肱川激特事業による堤防整備及び鹿野川ダム操作規則の変更を反映させるため、既存の洪水浸水想定区域図等の更新を行うことを目的とする。

（対象河川）

級	水系	河川名	市町	河川延長(m)
(一)	肱川	肱川（菅田～鹿野川）	大洲市	20,700

詳細は別添「位置図」のとおり。

### 2. その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 計画準備

業務目的及び内容を十分に把握し、作業方針、業務工程、業務組織計画等を取りまとめた業務計画書を作成する。

### 2. 洪水浸水想定区域図等の更新

#### 2.1 資料収集整理

本業務の実施にあたって必要となる資料の収集・整理を行う。

- ・対象河川とその氾濫域を含む地形図、地形データ（LPデータ）
- ・対象河川の河道測量データ
- ・対象河川の高水計画、河道計画に関する資料
- ・対象河川の既往浸水実績に関する資料
- ・対象河川の既往の氾濫解析条件、氾濫解析結果 等

#### 2.2 現地踏査

河道の状況（LP横断等で疑義のある箇所のチェック）や氾濫解析に影響を及ぼす地形や、連続盛土・開口部等の構造物等の状況の変化を把握するために、現地踏査を行う。

#### 2.3 氾濫解析モデルの更新

##### 2.3.1 河道モデルの作成

対象氾濫対象エリアを踏まえ、河道モデルを作成する。河道モデルは既存の測量データおよび工事完成図書を基本に作成する。データが無い箇所についてはLPデータによる横断を作成する。なお、机上チェックや現地踏査等により、十分な精度が確保できないと判断した場合は協議の上、簡易計測による補足を行う。【簡易計測は変更対象】

##### 2.3.2 氾濫モデル（氾濫メッシュ）の作成

基盤地図情報、地形データ（5mDEM等）や土地利用状況、盛土・開口部等を整理し、25mを基本とするメッシュサイズの氾濫解析に必要なデータを作成する。なお、道路メッシュは透過率で道路

の状況を反映しているため、効率化より、原則設定しない方針とするが、密集市街地などで氾濫域が適切に拡散しない場合は必要に応じて設定する。

### 2.3.3排水モデルの作成

浸水継続時間の検討を実施するため、既往検討成果をもとに対象河川における主要な樋門・樋管、ポンプの排水施設の諸元（位置、サイズ、敷高等）を整理する。諸元不明施設及びその他排水路については現地調査を実施する。整理した排水施設諸元をもとに、上記氾濫モデルに排水モデルを追加する。

## 2.4想定外力の更新

### 2.4.1想定最大降雨規模等の設定

「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」に記載されている『地域毎の最大雨量』より想定最大降雨規模を設定する。

降雨波形は下流側の浸水想定区域図や既往計画の計画降雨波形がある場合については下流側と同条件を基本とする。

### 2.4.2想定最大流量等の設定

氾濫解析に使用する流量波形は下流区間の浸水想定区域図がある河川については下流側と同一波形を基本とする。

## 2.5氾濫解析の実施

想定最大規模流量時の氾濫解析を拡散型モデルにより計算を行い、最大浸水深を整理する。なお、溢水計算結果を踏まえ、氾濫域の左右岸バランスや破堤リスクの大きい箇所（堤防高と堤内地盤高の差が大きい箇所等）等で溢水計算に対し、破堤により氾濫域が大きく変わる場合については、必要に応じて、破堤地点を設定し再度計算を行う。【※破堤地点の追加については、追加変更対象とする】

また、浸水低減部まで解析を行い、各メッシュの浸水深が0.5m以上の継続時間を算定する。

## 2.6洪水浸水想定区域図の更新

前頁までに得た解析結果を基に洪水浸水想定区域図および浸水深、浸水継続時間を明示した図面を作成することとする。既往の氾濫解析結果（浸水想定区域図作成済み区間や上流の流下型区間）との図面の接続については擦り付けを行う等、表示した際に違和感のないものを作成する。

## 2.7家屋倒壊等氾濫想定区域の更新

洪水時に、家屋倒壊により屋内にいと命の危険がある区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域」として地図上に明示する。「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防の決壊又は洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域（洪水氾濫）と、洪水時の河岸浸食により木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域（河岸浸食）のそれぞれを検討する。

## 2.8浸透・侵食に関する危険個所の更新

危険個所の設定に当たっては、「河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）」に基づき、浸透・侵食のおそれがある重点監視区間の設定及び点検開始水位により行うものとする。

重点監視区間の設定に当たっては、「愛媛県河川堤防等点検マニュアル」により実施した点検結果を基に設定することとする。点検結果については、別途成果を貸与する。

また、各重点監視区間の点検開始水位については、別途成果を貸与する。

## 2.9データの保管

氾濫解析結果をもとに、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」に準拠し、洪水ハザードマップ作成に必要なデータを作成する。

## 2.10照査

各項目毎に基本的な方針、手法、解析及び評価結果に誤りがないかどうかについて確認する。

## 3. 報告書作成

検討結果を報告書にとりまとめる。

本業務の成果として次の成果品を提出する。

①報告書（A4版簡易製本）1部

②CD-R（正・副）各1部

## 4. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間1回、成果品納入時の計3回とする。

## 5. 照査打合せ協議

本業務においては、別途、特記仕様書に明示する回数の照査打合せを実施するものとする。照査技術者は業務完了時に照査結果を照査報告書として取りまとめ、成果物として提出する。

## 6. 実績報告

受注者は、本業務の完了時には本業務の作業実績を様式-1（実績報告書）に記入の上、発注者へ提出するものとする。